

児童手当制度が改正されました

令和6年10月分（12月支給分）から手当が拡充されています

令和6年10月分（12月支給分）から、高校生年代までの支給期間延長、第3子以降の手当額の増額、所得制限の撤廃、支給回数を年6回とする改正が行われています。

1. 申請が必要な方

①「児童手当認定請求書」の提出が必要な方

ア. 高校生年代の児童のみを養育し、現在児童手当を受給していない方

イ. 児童の保護者の所得が所得上限限度額以上だったため支給対象外だった方

※児童の保護者のうち生計中心者（所得の高い方）が申請をしてください。

※公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

②「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要な方

・子が3人以上いる、かつ保護者に経済的負担がある18歳年度末（18歳到達後、最初の3月31日）から22歳年度末（22歳到達後、最初の3月31日）までの子を監護している方。

※現在、児童手当を受給している方も該当する場合は提出してください。

2. 申請書などの個別送付について

申請が必要な方には、令和6年9月中に個別にお知らせをお送りしました。さらに、お送りした方のうち申請がされていない方には2月中に再度お知らせをお送りします。

その他、該当すると思われる方でお知らせが届いていない場合は、下記の申請・お問い合わせ先までご連絡ください。

なお、高校生年代の児童や18歳年度末から22歳年度末までの子が町外に住民票がある方には個別のお知らせをお送りできていない場合がありますので、該当すると思われる方は下記の申請・お問い合わせ先までご連絡ください。

3. 申請期間

令和7年3月31日まで：令和6年10月分に遡って順次支給となります。

申請・お問い合わせ先

仁木町福祉課おもいやり係

〒048-2492 余市郡仁木町西町1丁目36番地1

電話：0135-32-2514

mail：fukushi05-niki@town.niki.hokkaido.jp

【受付】

午前8時30分から午後5時15分まで
土曜・日曜・祝日を除く

